

労働傷病兵社会省

海外労働管理局

番号：473/QLLDNN-NBCADNA

技能実習生の日本派遣

ベトナム社会主義共和国

独立\*自由\*幸福

ハノイ、2018年3月15日

提出先：TVC人材開発貿易サービス株式会社

(TVC.HRD.,JSC)

日本で実習する技能実習生の送り出し資格認定申請書公文書第 81 / DDN-TVC HRD.,JSC 並びに 2018年3月5日付TVC人材開発貿易サービス株式会社の補足書類を審査して海外労働管理局は次の如く意見を述べます。

1. 2017年6月6日付ベトナムと日本の関係省庁との間で締結された技能実習生プログラムに関する協力覚書（MOC）に従い、TVC人材開発貿易サービス株式会社はベトナム人技能実習生の日本への送出し資格を有する。
2. 上述会社は、ベトナムの法律と技能実習生プログラムに関する日本の規則に従い、日本への技能実習生送出しをする組織を形成並びに実施する責任を負う。また日本市場と特定技能者の日本への派遣制度に関する労働傷病兵社会省および海外労働管理局の指導の実施責任を負う。

海外労働管理局は上述会社の理解と実施のために告知する。

宛先：

- 上記の通り
- 局長（報告）
- 保存：VT, NBCADNA

局長に代わり

副局長

(サイン、印)

PHAM VIET HUONG